

○三好市病児・病後児保育事業実施要綱

平成27年9月30日

告示第68号

改正 平成28年3月31日告示第24号

(目的)

第1条 この告示は、病中又は病気の回復期にある児童を預かる事業(以下「病児・病後児保育事業」という。)を実施することにより、児童の保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成の向上に寄与することを目的とする。

(対象児童)

第2条 病児・病後児保育事業の対象となる児童は、おおむね満1歳から小学校第3学年終了までの児童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 病中又は病気の回復期にあり、医療機関に入院する必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある、集団保育が困難な状態にある児童で、病児・病後児保育事業の利用が可能であると医師が認めるもの
- (2) 保護者の就労、傷病、事故、出産、家族の介護又は看護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事情により、家庭において育児を行うことが困難なもの
- (3) 三好市に住所を有する児童又は三好市内の保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設若しくは小学校に通っている児童

(事業の委託)

第3条 病児・病後児保育事業は、市が適切な医療及び保育を確保することが可能な施設(以下「実施施設」という。)を設置する者に委託して実施することができる。

(留意事項)

第4条 実施施設の管理者は次に掲げる事項に留意し、病児・病後児保育事業を実施しなければならない。

- (1) 体温の管理等児童の健康状態を的確に把握するとともに、児童の病状に応じて安静が保てるように処遇すること。
- (2) 他の児童への感染の防止に配慮すること。
- (3) 児童の保護者や診療した医師等と随時連絡を取り、児童の処遇に万全を期すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、適切な病児・病後児保育事業を実施するために必要な措置を

講ずること。

(利用定員)

第5条 施設の利用定員は、1日につき3人とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用期間)

第6条 病児・病後児保育事業を利用できる期間は、第10条第1項の申込み1回につき連続する7日(次条に規定する実施日に限る。以下この条において同じ。)以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、連続する7日を超えて病児・病後児保育事業を利用することができる。

(実施日)

第7条 病児・病後児保育事業の実施日は、三好市の休日を定める条例(平成18年三好市条例第2号)第1条に規定する休日を除く日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(実施時間)

第8条 病児・病後児保育事業の実施時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の登録)

第9条 病児・病後児保育事業を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ三好市病児・病後児保育事業利用登録申請書(様式第1号)により市長に申請をし、当該児童について病児・病後児保育事業の利用の登録を受けなければならない。ただし、緊急、かつ、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは同項の登録をし、当該審査の結果を三好市病児・病後児保育利用登録承認(却下)通知書(様式第2号)により当該申請した者に通知するものとする。

(利用の申込み等)

第10条 前条第2項の規定により登録を受けた児童の保護者(以下「保護者」という。)は、病児・病後児保育事業を利用しようとする場合は、原則として当該児童について病児・病後児保育事業を利用しようとする最初の日の前日(当該日が休業日である場合は、当該日の直前の日)までに三好市病児・病後児保育事業利用申請書(様式第3号)により利用の申込みをしなければなら

ない。ただし、病児・病後児保育事業を利用しようとする日の利用者の数が既に第5条に規定する定員に達している場合は、申込みをすることができない。

- 2 保護者は前項の規定により申込んだ最初の利用日に、診療情報提供書(様式第4号)又は医師が作成する児童が第2条第1号に該当することを確認できる資料を市長に提出しなければならない。

(利用の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、病児・病後児保育事業の利用を取り消すことができる。

- (1) 児童の病状が重く、治療等の必要があるとき。
 - (2) 児童が感染症の疾患を有し、他の児童に感染するおそれがあるとき。
 - (3) 児童又は保護者が実施施設の管理者の指示に従わないとき。
 - (4) その他市長が病児・病後児保育事業の利用が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前第3号又は第4号に該当すると認めるときは、第9条第2項の規定による登録を取り消すことができる。

(利用料)

第12条 **保護者**は、病児・病後児保育事業の利用に要する費用として、児童1人につき別表に定める額に当該児童が病児・病後児保育事業を利用した日数を乗じて得た額を病児・病後児保育利用料(以下「利用料」という。)として納入しなければならない。

- 2 市長は、保護者から利用料の算定に係る必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 保護者は、利用料のほかに必要な実費が生じた場合は、実施施設に支払うものとする。
- 4 市長は、特に必要と認めた世帯について、利用料を免除し、又は一部を減額することができる。

(記録簿)

第13条 実施施設は、記録簿を備え、病児・病後児保育事業を利用した児童の状態その他実施状況を記載しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、病児・病後児保育事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第24号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

病児・病後児保育施設利用料(1日あたり)	
児童が属する世帯の区分	利用料
三好市内に住所を有し、次に属する世帯 (1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯</u> (2) 4月から8月の利用においては前年度の、9月から翌年3月の利用においては当該年度の <u>市民税非課税世帯</u>	0円
三好市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯 (1) 4月から8月の利用においては前年度の、9月から翌年3月の利用においては当該年度の <u>市民税均等割りのみ課税世帯</u> (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する <u>ひとり親世帯</u> 及び <u>在宅障がい児のいる世帯</u>	1,000円
上記以外の世帯	2,000円

様式 略